

財団法人 庭野平和財団 平成24年度最終報告書

特定非営利活動法人 かながわ難民定住援助協会
コード番号：12-A-057

1. 活動の目的

ラオス・ベトナム・カンボジアのインドシナ難民定住者を受け入れて30年以上経ちますが、ボランティアの日本語教室では週1回2時間で、主に会話を中心に勉強しています。そのため日本語の読み書きを含めた総体的な日本語を勉強する機会がないため、多くの難民定住者が日本語に支障を来しています。また日常生活で起こる様々な問題（雇用、教育、医療、住居、福祉、身分資格等）を的確に解決出来る定住者は少ないです。当協会は20年近く、難民定住者を対象に生活相談と、月1回専門家（弁護士）を招いて法律相談を実施しています。その時通訳を交えて対応していますが、日本語の読み書きを含めた通訳・翻訳に必要な研修を受ける機会がないために、現場で通訳・翻訳者や相談を受ける難民定住者のリーダーが非常に困難を来しています。

当協会では法律相談を含めた相談事業で通訳・翻訳をしながら、通訳・翻訳者に必要な日本社会の仕組みを理解するために法律や読み書きを含めた日本語の文章構成力をつける研修を受けることによって日本語の基礎力を築くことが出来、彼らが地域の難民定住者の互助活動をすることで難民の自立定住の促進に繋がると考えます。

2. 活動の内容と方法

①日本語集中読解講座の開催

日時：2012年9月27日～12月14日 毎週月～金曜日AM9:00～12:00（全55回）

場所：大和市生涯学習センター他

内容：日本語の文法力をつけながら、読解力を高め文章構成力をつけることにより、相談内容を的確に把握しまとめる日本語力を身につけます。

方法：講師については、前回より引き続き長年日本語学校で教えた経験もあり、なお且つ地域のボランティアの日本語教室でも教えている日本語講師2名が当協会事務局と協議をしながらカリキュラムを作成しました。受講者については事務局でラオス・ベトナム・カンボジアの3国から、普段から通訳・翻訳に携わっているリーダー等を推薦し、講座の参加について声を掛けました。またチラシ

を作成し傘下の日本語教室や市役所、地域の国際化協会等にも配布し募集を募りました。

②相談活動

1. 法律相談会

- ・実施方法：相談希望者はあらかじめ予約を入れ、事前に当協会事務所に来所してもらい、スタッフが相談内容を聞き取り、相談票を作成します。又、ラオス・ベトナム・カンボジアの民族団体から相談内容を聞き前日のPM3:00までに相談内容の要旨を弁護士事務所にファックスと電話、メール等で知らせました。

当日は弁護士と通訳、当協会スタッフが立ち会い法律相談会を実施しました。必要に応じて書類の翻訳をしました。

- ・日 時：月1回 PM3:00～5:00
- ・場 所：当協会事務所
- ・構成員：専門家（弁護士）3名、通訳3名（各国1名）、当協会スタッフ2名

2. 生活相談

- ・実施方法・内容：相談希望者はあらかじめ電話等で予約をするか、もしくは当日事務所に来所します。事務所に来て相談者から相談内容を聞き取り対応しました。（必要に応じて通訳をつけた。）内容により関係各機関に繋げ、必要に応じて関係各機関へ付き添いました。その都度書類の書き方やその他の補助やアドバイスを行いました。その日に受けた相談は相談票に記入しました。

- ・日 時：月～金曜日 AM10:30～PM6:00（相談者とその都度相談の上、来所する日時を決めました。）
- ・場 所：当協会事務所
- ・構成員：6名（相談グループ）と通訳・翻訳者

3. 活動の実施経過

①日本語集中読解講座

1) 学習者の属性

- ・学習者 14名（ベトナム6人、カンボジア1人、ラオス1人、中国3人、ペル

一、アルゼンチン、韓国各1人)

- ・女性10名、男性4名、住まいは大和市とその周辺の市に在住。滞日年数は1~23年位です。

2) 実施経過

初日にレベルチェックを行ないました。内容は面接形式と主な文法項目「形容詞の活用」「て形」「自動詞・他動詞」「可能」「授受」「使役」「受身」「使役受身」から問題を作成しました。100点満点中、6割出来た学習者をAクラス、それ以下をBクラスと2つに分けました。

レベルチェックの結果、レベル的には初級の中~後半あたりの学習経験者が約9名。その他は入門レベルでした。

教材は「はじめよう日本語初級1,2」を使用し、間に作文やスピーチを作成し、発表してもらいました。宿題も毎回だしました。

講座の最終回には、テストを実施しました。テストの内容はAクラス(入門レベル)とBクラスは違いますが、評価基準は以下の通りです。2クラス共、A、Bのレベルであるという結果になりました。

・各試験項目の内容と評価基準

試験内容は文法100、聴解30、表記20、会話30合計180点満点とし、評価基準は以下の通りです。

評価基準

- (1) 文法・読解力 A: 文法項目及び文の内容を十分理解している
B: 文法は正確さに欠けるが内容はほぼ理解している
C: 文法・文の内容ともに理解不十分
- (2) 聴解力 A: 問題なく聞き取っている
B: 全部は聞き取れないが要点は理解している
C: 十分聞き取れていない
- (3) 表記力 A: ひらがな・カタカナがきれいに書け、文法・語彙にもミスがない
B: 内容は理解できるがミスがある
C: 内容把握・文字判断が困難
- (4) 会話・発話力 A: ほぼ正確な日本語でコミュニケーションができる
B: 自分の意思を何とか伝えられ、相手の話が理解できる

C:お互いの意思疎通がはかれない

○テスト結果の評価基準の目安

A:90%以上 B:70%以上 C:60%以上

②相談活動

法律相談は交通事故、在留資格、教育等の相談内容で約 290 件でした。交通事故は保険会社からの連絡や書類の提出、また当協会の法律相談では専門家（弁護士）と相談者との間の通訳があります。内容によっては弁護士と相談者が委託契約を結び、弁護士が保険会社と交渉をするケースもあり、解決に時間がかかることもあります。その間通訳を介して、弁護士から交渉の経過についての説明を何度もしていますが、相談者がそのことについて必ずしもよく理解をしていない部分もあり、改めて通訳を含めた相談活動の難しさを感じました。

また家族呼び寄せに関する在留資格取得等についても、在留資格申請が複数回になるとそれまでの書類の不備や訂正の書類を作成しなければなりません。その作業も通訳者が書類の翻訳等を行うことになりませんが、通訳は出来ても翻訳が想像以上に難しいことが分かりました。書類の翻訳が出来るようになるためには、やはり日本語の読み書きの体系的な習得が不可欠であり、それが出来るようになるには日本語講座の受講を並行して続けていくことが必要であると実感しました。

日本語講座の受講者の中には県立高校への受験を希望している 10 代後半の若い外国人定住者がいて、そのことについての相談が増えました。

生活相談ではボランティアの日本語教室等への問い合わせが非常に多くありますが、その前に集中講座を受講してから地域の日本語教室に行けば相乗効果が得られると考えます。学習者には集中講座への参加を呼び掛けて、まずは日本語の基礎力をつけるように勧めています。

4. 活動の成果

55回の授業のうち、40回はテキスト「はじめよう日本語初級2」を使用しました。サブテキスト「ドリルと文法」で文法項目を確認し、聴解練習を行いました。また、「漢字だいすき」の2及び3を使い、漢字の書き取りと短作文の練習を行いました。3時間の授業時間内で、文型の理解・定着を図るための練習・文法の整理とドリル・聴解・表記のすべてをこなすのは難しく、ドリルや表記は宿題とすることが多かったです。テキスト終了後の8回の授業では、既習項目の中で学習者が苦手とする部分に焦点をあて、復習を行いました。

今回の学習者は、滞在年数も比較的長く、日常会話には不自由しない程度の日本語力

を有していると思いましたが。しかし実際には、基礎的な文法が定着しておらず、また応用力にも欠けていることが明らかになったため、句型練習のみにとどまらない様々なアクティビティを行うことで、日本語の運用能力を高めることを試みました。

今回の講座の最大の成果は、学習者それぞれが、自分が何ができていないのかをはっきり自覚することができたという点であったと思います。さらに、日本語の力だけでなく、自分たちの話し方や聞き方が相手にどのような印象を与えているか、また、その場にふさわしい言い方、説得力のある話し方とは何か等にも気づき、意識的に改善しようとしていったことです。

この集中講座がなければ、学習者はずっと曖昧で、不適切で、中途半端な日本語を自覚なく使い続けていたと思います。集中講座は、聞く・話す・書く・読むの日本語の四技能を定着させるので初心者のみならず、生活言語だけである程度の年数を経た学習者に対しても大きな効果があると言えます。

しっかりとした日本語力を身につけるために、今後も継続的に日本語学習が開催出来るよう環境整備が図られることを希望します。

法律相談では相談内容がより複雑になり、専門家（弁護士）のアドバイスなしでは問題の解決が不可能であるというケースばかりでした。引き続き助成を受けられたことにより、通訳・翻訳者としての研修講座を継続して開催することができ、スキルアップを図れたことは大きな成果でした。今回の講座の参加者は前回から引き続き受講している人もいれば、新しく受講した人もいます。募集を開始すると、今までこの講座を受講した学習者からの紹介等口コミで広がっていったり、事前に問い合わせがあるなど、地域で生活している外国人定住者は日本語を集中して学びたいという需要があることを知ることが出来たことも大きな成果でした。

5. 今後の課題

日本語集中読解講座の実施にあたり、学習者のレベルにより2クラスに分かれます。連続した55回の講座で一定期間毎日開催するので、同じ公共機関で2部屋を確保しなければなりません。大和市内の公民館等は有料なので会場借損料がかかることと、講師謝礼が発生します。通訳・翻訳者は、相談の要旨を把握し的確に通訳出来ることや相談内容を時系列にまとめること等論理的な思考や判断力を養わなければなりません。それには日本語研修が不可欠です。翻訳に関しても特に入管等日本の行政機関に書類を翻訳して提出する際、闇雲に書類を作成して出すのではなく、関係機関や専門家に繋げて対応するなどの的確な判断が出来るようになることが重要です。日本社会の仕組みや相談を受ける際の心得等の総合的な研修が今後とも継続して開催できるようになるためには、予算の確保と行政等との連携が課題です。

ラオス、ベトナム、カンボジア語は少数言語で現在、学校・病院、裁判所や警察の行政の機関や窓口での通訳・翻訳が出来る人材は限られていて、その人に依頼が集中しているのが現状です。日本がインドシナ難民定住者の受け入れを始めて30年以上経ちますが、受け入れた当初から通訳・翻訳者に対する適切な研修がなされていれば通訳・翻訳者も対応に苦慮せずに済んだかもしれません。インドシナ難民定住者の1世で通訳・翻訳をしている人たちも高齢化が進んでいます。一方、2世も成人になり通訳・翻訳をしている人もいます。日本で小学校から大学まで教育を受け、一見日本語の読み書きに不自由を来していないように見えますが、日本語を体系的に学習していないので文章構成力が養われていません。そのため入管に提出する書類で家族呼び寄せに必要な理由書等を日本語で作成することが困難です。

母国語も主に家庭内で使われている範囲内で通じる程度で、通訳・翻訳が出来るレベルに達しているか疑問が残ります。2世にも日本語と母国語の研修の機会が必要となります。

今でも当協会に外部からラオス、ベトナム、カンボジア語の通訳の依頼がきていますが、依頼団体や依頼人の経済状況によってはほぼボランティアに近い状態での依頼となる場合もあります。インドシナ難民定住者の職域はまだ狭く、ほとんどのインドシナ難民定住者は肉体労働に従事していて、待遇面でもパートやアルバイト、派遣労働であることが多く、そのためボランティアでの対応は不可能です。通訳・翻訳者のスキルアップが望めれば、待遇面でも改善が図られ職域の拡大にも繋がると思います。そのためには通訳・翻訳者が研修を受けながら、実践が出来るような環境整備をすることが必要であると考えます。